

# 青森県報

第三百八十六号

令和三年  
十一月十五日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

- 軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名及び主たる事務所又は事業所の所在地の変更……………(税 務 課) ……一
- 特定行為業務の登録……………(高 齢 福 祉 保 険 課) ……一
- 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定……………(こ ども み ら い 課) ……一
- 道路の区域の変更……………(道 路 課) ……二
- 道路の供用の開始……………( 同 ) ……二
- 青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(会 計 管 理 課) ……二

## 告 示

### 青森県告示第七百五十九号

次の軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名及び主たる事務所又は事業所の所在地について次のとおり変更があったので、青森県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第九条の二前段の規定により告示する。

令和三年十一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

区 分	氏 名	代 表 者 の 氏 名	主 たる 事 務 所 又 は 事 業 所 の 所 在 地	変 更 月 日
-----	-----	-------------	------------------------------	---------

変更後	変更前	変更後	変更前
〃	〃	福島 全良	福島 哲男
八戸市大字鮫町字住吉町一三の四	八戸市柏崎六丁目三〇の二七	〃	〃
三・一〇・四	令和 三・五・三		

### 青森県告示第七百六十号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和三年十一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	事業名称	所在地	業務開始年月日	備考
〇二二〇一 三七	〃	社会福祉 法人長老 会	三戸郡南 部町大字 あかね五 の二	介護老人 保健施設 なんぶ	三戸郡南 部町大字 沖田面字 の千刈三二	〃	短期入所 療養介護
〇二二〇一 三六	令和 三・二・八	社会福祉 法人長老 会	三戸郡南 部町大字 あかね五 の二	介護老人 保健施設 なんぶ	三戸郡南 部町大字 沖田面字 の千刈三二	令和 三・二・八	介護老人 保健施設

### 青森県告示第七百六十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

令和三年十一月十五日

青森県知事 三村 申 吾

名 称	調剤薬局ツルハドラッグ黒石一番町店 ハッピー調剤薬局青森おいらせ青葉店	所在地	黒石市一番町一八九 上北郡おいらせ町青葉五の五〇の一四八六	指 定 日	令和 三・二・一
-----	--	-----	----------------------------------	-------	-------------

青森県告示第七百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和三年十二月十四日まで青森県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和三年十一月十五日

青森県知事 三村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間			備考
			前	後	変更の 前後別	
1	県道	名久井岳公園線	三戸郡南部町大字法光寺字法光寺二〇の九から 三戸郡南部町大字法光寺字法光寺二〇の一三まで	三戸郡南部町大字法光寺字法光寺二〇の九から 三戸郡南部町大字法光寺字法光寺二〇の一三まで	後	
			三・〇〇メートルから 二〇・五〇メートルまで	三・〇〇メートルから 二〇・五〇メートルまで	前	
			九・八〇メートルから 四〇・六八メートルまで	九・八〇メートルから 四〇・六八メートルまで	後	
			六六五・〇〇メートル	六六五・〇〇メートル	後	
			七五三・一八メートル	七五三・一八メートル	後	

青森県告示第七百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和三年十二月十四日まで青森県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和三年十一月十五日

青森県知事 三村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
-----	---------	---------

県道三沢十和田線	三沢市新町二丁目三一の三〇〇八から 三沢市本町二丁目八一の二まで	令和 三・二・一五
----------	-------------------------------------	-----------

青森県告示第七百六十四号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

令和三年十一月十五日

青森県知事 三村 申 吾

第二号の表中

青い森信用金庫五戸支店	青い森信用金庫鯹ヶ沢支店	青い森信用金庫筒井支店	株式会社みちのく銀行古川支店	株式会社みちのく銀行古川支店
三戸郡五戸町字上大町	西津軽郡鯹ヶ沢町大字舞戸町	青森市奥野二丁目	青森市新町二丁目	青森市古川一丁目
を削る。	及び	、	に改め、	を

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円